

要 望 書

平成 21 年 8 月 4 日

法務大臣 殿
(写；最高検察庁)

犯罪被害者家族の会ポエナ
会長 小林邦三郎
(TEL 048 - 734 - 6810)

時効停止に関して

1990 年栃木県足利市において、4 歳の女兒が誘拐・殺害された事件で無期懲役が確定した菅谷利和受刑者が釈放されました。再審請求の即時抗告審で実施された DNA 鑑定で、別の DNA 型が検出されたのを受けて東京高検が刑の執行を停止しました。今後、宇都宮地裁での再審においてその無罪が確定することになります。

受刑者への謝罪と補償だけが報道されていますが、これにより被害者遺族にとって「犯人」が存在しないこととなり、新たな苦しみを背負うこととなります。これまでも冤罪について多く論じられてきましたが、遺族への配慮が全く為されておりません。長期に亘って無実の人間を犠牲にし平然と逃げ続けている真犯人への時効の停止等につきまして、ご検討を賜りますよう心からお願い申し上げます。

記

一、 冤罪による時効の停止

容疑者が国外に逃亡した場合は時効の進行が停止することになっており、冤罪の場合も容疑者として逮捕された時から、「真犯人」は社会的に制裁を受けておらず、時効の停止が認められることが当然であり、国家としても責任が存在することにより遡及にふれることにはならない。

- (1) 容疑者として逮捕された日から時効成立の期間、若しくは冤罪が確定する日までを進行の停止とする。
- (2) 再審において判決される時に、真犯人を逮捕することを前提に明確にすべきである。

二、 謝罪と責任の履行

被害者遺族に対して誤認逮捕の謝罪をすることを明確にし、真犯人の捜査方針の説明を検察庁が行う。

三、 責任の公開

事件を検証し冤罪を防ぐためにも、責任を明確にした上で要因を公表することを原則とする。

犯罪被害者家族の会ポエナは、殺害事件の時効撤廃を求めるとともに捜査権限の拡大を求めてまいりました。遺族にとって犯人逮捕こそが望みであり、その実現のための時効撤廃であるにもかかわらず、被害者の心の癒しとして延長・撤廃になることを大変危惧しております。

足利事件は真犯人を逮捕するためにも、時効の進行を停止することを速やかに実行していただくことは、遺族への配慮となり、国家の責任を果たすことにもなり、さらには犯罪を防ぐためにも大切であると考え、犯罪被害者の会として心から強く要望いたします。

以上